



Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ税理士法人

2016年1月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

対外商業借入(External Commercial Borrowing)¹の規定改正

政府との協議に基づき、2015年11月30日、インド準備銀行は対外商業借入に係る規定改正(以下「本改正」)を発表した。

対外商業借入の主要ポイントは以下のとおりである。

本改正の具体項目およびその他条件等については以下の表に示すとおりである。これらの改正は個別ではなく一括適用される。

ポイント	タイプ I	タイプ II	タイプ III
借入の内容および期間	5,000 万ドル以下または相当額以下の外貨建て借入で借入期間が3年以上 5,000 万ドル超または相当額超の借入で借入期間が5年以上	外貨建て長期借入で借入期間が10年以上 金額を問わない	5,000 万ドル相当額以下のインドルピー建て借入で借入期間が3年以上 5,000 万ドル超または相当額超の借入で借入期間が5年以上
借入資格: 借入できる企業	製造業、ソフトウェア開発事業、船舶輸送事業または航空事業を行う企業および特別経済地区(Special Economic Zones: 以下「SEZ」)の企業	タイプIIに記載されているすべての企業とインフラ事業を行う企業、持株会社ならびに中核投資会社 ² 、不動産投資信託 ³ およびインフラ投資信託 ⁴ (SEBI ⁵ の管理下にあるもの)	タイプIIに記載されている全企業、銀行以外の金融会社、銀行以外のマイクロファイナンス、協会(society)、信託および協同組合、研究開発、研修(教育以外)、インフラ支援または物流サービスを行う

1 インド企業の国外資金調達
2 Core Investment Companies
3 Real Estate Investment Trusts
4 Infrastructure Investment Trusts
5 インド証券取引委員会(Securities and Exchange Board of India)

			企業ならびに SEZ・国家製造投資地区 (National Manufacturing and Investment Zones: 以下「NMIZ」) の開発企業
貸出資格: 貸出できる企業または個人	国際銀行、国際資本市場、多国籍金融機関、地域金融機関、政府系金融機関、輸出信用機関、機械サプライヤー、外国株主、海外長期投資家 (英国健全性規制当局 (Prudential Regulation Authority)) 管理下にある金融機関等)、年金基金、保険会社、ソブリン ウェルス ファンド、インド国際金融サービスセンターに所在する金融機関、インドの銀行の海外支店・子会社 (ただし条件有)	タイプ I に記載されている全企業でインド銀行の海外支店・子会社を除いたもの	タイプ II に記載されている全企業でインド銀行の海外支店・子会社を除いたもの 銀行以外のマイクロファイナンス、その他の適格マイクロファイナンス、非営利企業および非政府組織は海外の企業および個人からの借入が可能 (条件有)
総コスト上限 (債務不履行または契約違反に係る罰金 < 約定金利の 2% を上限とする)	借入期間が 3~5 年: 6 カ月 LIBOR または各通貨の適用金利プラス 300 ベーシスポイント 平均借入期間が 5 年超: 6 カ月 LIBOR または各通貨の適用金利プラス 450 ベーシスポイント	6 カ月 LIBOR または各通貨の適用金利プラス 500 ベーシスポイント	市場に基づく
最終的な資金用途	借入金は以下の資本的支出の用途に用いることができる 資本財の輸入 (資本財購入に関する場合に限り、サービス輸入および技術ノウハウの対価ならびにライセンス料の支払を含む) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 資本財の現地調達 ➢ 新規プロジェクト ➢ 既存企業の近代化・拡大 ➢ 合併・完全子会社への対内直接投資 ➢ 政府保有株式売却プログラムに基づく株式取得 ➢ 資本財輸入のための既存融資の借換え 	借入金は以下を除くすべての用途に使用可 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 不動産事業 ➢ 資本市場への投資 ➢ 国内株式投資 ➢ 上記のいずれかを目的とする他企業への転貸 ➢ 土地購入 持株会社はインフラ事業を行う自身の特別目的会社 (SPV) への貸付にも資金を使用できる	銀行以外の金融会社は以下の用途に資金を使用することができる <ul style="list-style-type: none"> ➢ インフラ事業への転貸 ➢ 資本財・機器購入を目的とする国内企業への担保付融資 ➢ リースおよび分割払いによる国内企業への資本財・機器の提供 SEZ・NMIZ の開発企業は SEZ・NMIZ 内のインフラ施設提供目的以外に資金を使用することはできない 銀行以外のマイクロファイナンス、その他の適格マイクロファイナンス機関、非政府組織および非営利団体

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 輸入済みだが未払の資本財の支払 ➢ 既存借入の借換え（ただし借入期限の短縮は不可） ➢ SEZ 内の企業: 自身のためだけに使用可 ➢ 船舶会社および航空会社: それぞれ船舶および航空機の輸入のみ ➢ 直接株主・間接株主またはグループ会社からの資金提供で平均借入期間が5年以上のものに限り、一般的な事業目的（運転資金を含む）に使用可 ➢ 認可制度で認められた目的、商工省商務局外交貿易部ガイドラインに基づく中古財の輸入および輸出入銀行の転貸 		<p>（会社法に基づく登録を受けているもの）は自助団体への転貸、マイクロクレジットまたは善意のマイクロファイナンス事業（キャパシティビルディングを含む）以外に資金を使用することはできない</p> <p>その他の適格事業体は以下を除くすべての用途に資金を使用することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 不動産事業 ➢ 資本市場への投資 ➢ 国内株式投資 ➢ 上記のいずれかを目的とする他企業への転貸 ➢ 土地購入
<p>借入上限額</p>	<p>適格企業が受けることができる自動認可借入の限度額（年度）はそれぞれ以下のとおりである</p> <ul style="list-style-type: none"> a. インフラ事業および製造業を行う企業は 7 億 5,000 ドルまたは相当額 b. ソフトウェア企業は 2 億ドルまたは相当額 c. マイクロファイナンス事業を行う企業は 1 億ドルまたは相当額 d. 残りの企業は 5 億ドルまたは相当額 <p>上記上限額を超過する対外商業借入はインド準備銀行からの事前認可を必要とする。これらの限度額はインド国外でのインドルピー建て債券発行制度（自動認可による限度額は年間 7 億 5,000 ドルまたは相当額）とは別である。当該限度額を超過する場合はインド準備銀行からの事前認可を必要とする</p>		

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

マネジャー Pawankumar Kulkarni

pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。